

資料3：「地域保健法第4条に基づく基本指針」（平成24年7月最終改正）

保健師等地域保健行政従事者的人材育成に関する記載は、次のとおり。[「厚生労働省健康局がん対策・健康増進課地域保健室、地域保健対策の推進に関する基本的な指針について、平成24年7月12日。」
(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000049512.pdf>)】

(注：下線は、本研究に係る該当部分に、筆者が追加した。)

・・・(前略)・・・

第三 地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上並びに人材確保計画の策定に関する基本的事項

地域保健対策に係る多くの職種に渡る専門技術職員の養成、確保及び知識又は技術の向上に資する研修の充実を図るため、市町村、都道府県及び国は、次のような取り組みを行うことが必要である。

…(中略)…

二 人材の資質の向上

1. 都道府県及び市町村は、職員に対する現任教育(研修及び自己啓発の奨励、地域保健対策に係る部門以外の部門への人事異動その他の手段による教育をいう。以下同じ。)について各地方公共団体が策定した人材育成指針に基づき、企画及び調整を一元的に行う体制を整備することが望ましいこと。…(以下 略)
2. 都道府県及び市町村は、地域保健にかかわる医師、…等に対して、次に掲げる現任教育に関する事項を効果的かつ効率的に実施すること。なお、実施に際しては必要に応じ関係部局と連携すること。…(以下 略)
3. 都道府県は、市町村の求めに応じ、都道府県及び市町村の職員の研修課程を定め、保健所、地方衛生研究所等との間の職員研修上の役割分担を行って、現任訓練を含めた市町村職員に対する体系的な専門分野に関する研修を計画的に推進するとともに、保健所職員が市町村に対する技術的援助を円滑に行うことを可能とするための研修、保健所の企画及び調整機能を強化するための研修並びに教育機関または研究機関と連携した研修の推進に努めること。
4. 都道府県は、保健所において、市町村等の求めに応じ、市町村職員及び保健、医療、福祉サービスに従事する者に対する研修を実施するとともに、町村職員が研修を受ける際には、当該町村の事業が円滑に実施されるように必要に応じて支援すること。
5. 国は、国立試験研究機関における養成訓練を始め、総合的な企画及び調整の能力の養成並びに指導者としての資質の向上に重点を置いた研修の充実を図るとともに、効果的かつ効率的な教育方法の開発及び普及を行い、市町村及び都道府県に対する技術的及び財政的援助に努めること。

…(中略)…

第四 地域保健に関する調査及び研究に関する基本的事項

地域の特性に即した地域保健対策を効果的に推進し、地域における健康危機管理能力を高めるためには、科学的な知見を踏まえることが重要である。

このため、保健所、地方衛生研究所、国立試験研究機関等において、次のような取り組みを行うことが必要である。

- 一 保健所は、快適で安心できる生活の実現に資するため、地域の抱える課題に即した、先駆的又は模範的な調査及び研究を推進すること。
- 二 地方衛生研究所は、保健所等と連携しながら、地域における科学的かつ技術的に中核となる機関として、その専門性を活用した地域保健に関する調査及び研究を推進すること。
- 三 都道府県及び政令指定都市は、関係部局、保健所、地方衛生研究所等の行政機関等による検討協議会を設置し、計画的に調査、研究等を実施するために必要な企画及び調整を行うこと。
- 四 国は、国立試験研究機関等において、全国的規模で行うことが適当である又は高度の専門

性が要求される調査及び研究を推進するとともに、国立試験研究機関と地方衛生研究所との連携体制を構築すること等により、地方衛生研究所に対する技術的支援を行うこと。

五 調査及び研究の成果等は、関係法令を踏まえつつ、関係機関及び国民に対して、積極的に提供すること。

…(中略)…

第六 その他地域保健対策の推進に関する重要事項

四 地域保健、学校保健及び産業保健の連携

五 地域における健康危機管理体制の確保

地域住民が安心して暮らせるためには、地域における健康危機管理体制を確保することが重要である。

このため、国、都道府県及び市町村は、次のような取組を行うことが必要である。

・・・(以下、後略)・・・

資料4:事例調査:川崎市健康福祉局における訪問インタビュー調査 【結果概要】

日時:2014年12月4日(木)10:00-14:00

場所:川崎市健康福祉局総務部

対象: 川崎市健康福祉局総務部庶務課 労務・人材育成担当 担当課長
川崎市健康福祉局総務部庶務課 労務・人材育成担当 課長補佐(保健師)
川崎市健康福祉局 人材育成アドバイザー(医師)

●すべての地域保健人材の育成計画に関する「取り組み開始のきっかけ」について

Q. H24-25年度に行った「質の高いサービスを提供するための地域保健行政従事者の系統的な人材育成に関する研究」における「都道府県・政令市の人材育成計画に関する実態・意見調査」では、「すべての地域保健行政従事者に対する人材育成計画」の策定済み自治体は川崎市と神奈川県であった。調査から、多くの自治体が、地域保健法の「地域保健対策の推進に関する基本的な指針(H24年7月最終改正)」に沿った人材育成体制の整備を進めるにあたり、さまざまな問題点・課題を少なからず抱えている実態が判った。政令市・中核市等の他の自治体が、地域の実状に応じて人材育成体制の整備推進を図る際、川崎市での先進的な事例は参考になると考えられるので、「すべての地域保健人材の育成計画に関する取り組みを推進することになったきっかけや経緯」について、先ず教えて下さい。

A. そもそもスタートは「生活保護という全般的な政策課題」だった。リーマンショック後、生活保護受給者が急増した等により急激に市の財政が逼迫した。生活保護に関する業務が急増し、適正実施や効率効果的な業務執行、就労支援、生活支援等様々な課題について、全般的な取り組みが行われた。その経過の中で、その業務はどんな職員に担わせるのかということも課題の一つだった。当時、福祉事務所に専門職の配置はほとんどなかったものの、それならば社会福祉領域の専門職を配置した方が適切との判断がなされた。ケースワーカーに配置される専門職にとっても、生活保護関連業務という「新たな専門業務」であったため、専門職に対する人材育成の必要性という認識が、総務部門の人材育成担当課にできた。自治体総務部局の人材育成担当部門(=川崎市総務局人材育成センター)は、それまで個々の研修内容にまで殆どタッチしてこなかった、という経緯があった。しかしこの「生活保護受給者施策」に関する対策が、社会福祉領域の専門職の人材育成という新たな課題となり、地域保健専門職に対しても「新たな施策課題への人材育成」という位置づけとなり、人材育成という観点で福祉分野だけではなく、保健分野の人材育成も見直し、脚光を浴びるようになった。しかしやはり専門性が高い分野ゆえ、総務部局で内容にまで関わることは難しいと判断し、人事部門との密な連携のもと、福祉職員の人材育成について検討会が立ち上げられた。健康福祉局総務部庶務課に保健・医療・福祉分野の人材育成を統括する部署が置かれ、専門職コーディネーターとして係長級の保健師と社会福祉職が配置されることとなった(資料3-①、資料3-②参照)。

●人材育成コーディネーターの役割・必要なコンピテンシー

Q. 川崎市の健康福祉局に配置された人材育成コーディネーターの役割や必要な実践能力(コンピテンシーについて教えて下さい。

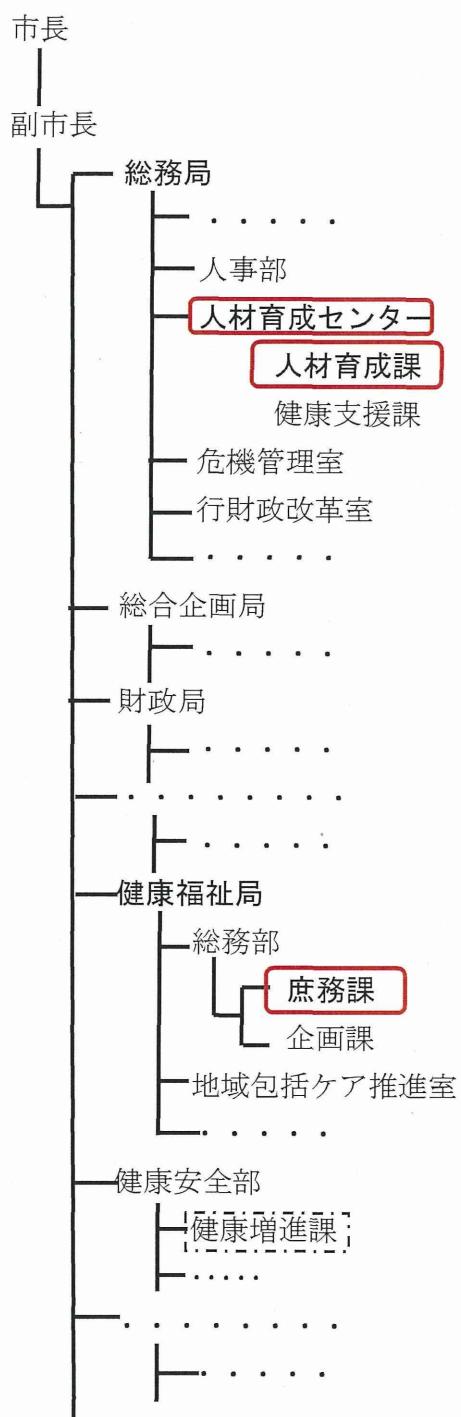
A. 労務・人材育成担当として配置されることになった人材育成コーディネーターは、現在3代目。前述のような経緯で健康福祉局に人材育成専任で置かれたものであることから、所掌範囲は「すべての健康福祉行政の従事職員」となる。さまざまな保健・医療・福祉の専門職はもちろん、事務職であっても健康福祉行

政に関わる以上習得しておかねばならない事項があるので、最近は行政職も含めたすべての健康福祉行政従事職員に対する人材育成が、企画立案の対象となっている。また人材育成コーディネーターには、川崎市の健康福祉行政に従事する職員に対する人材育成が求められることから、企画立案する研修で習得目標とする内容は、必然、「川崎市の健康福祉行政における施策課題を解決する為に、職員が習得すべき実践能力」となる(生涯学習や教養講座とは異なる)。そのため人材育成コーディネーターは、「現在の自治体における行政施策課題」を理解する必要があるので、総務部局レベルの関連会議にも出席してもらっている。また「調整」という役割を果たすために「組織外」や「異なる分野」への働きかけが必要となることから、「様々な部署で何がおきているかを感知するアンテナ」は人材育成コーディネーターにとって最も重要な習得コンピテンシーの1つといえる。また、部局を超えた調整もしばしば必要となってくることから、「行政文書が書けること」も非常に重要である。

●健康福祉行政の人材育成における現状・問題点・課題

- Q. 健康福祉行政の人材育成について、現状と問題点・課題を教えて下さい。
- A. 社会福祉職・心理職・保健師職についてキャリアラダーを策定し、年1回(10月)の自己チェックを行い、同職種の先輩職員がそれを基に育成面談を行っている。また、その内容は、所属長に文書で報告している。またキャリアラダーは、保育部門を含めた栄養士職についても検討している。研修履歴管理は健康福祉局総務部庶務課で行っているが、対象が専門職を中心とする一部の職員に限られているので、未実施職員の履歴管理は今後の課題。さまざまな経験を積む意味で、人事交流や職場内移動といったローテーションも広義の人材育成だが、それらも考慮した総合的なしくみは、課題であり、検討中である。

資料4-①：「川崎市組織図(一部抜粋)」



資料4-②：「川崎市の人材育成に関する自治体施策の流れ」

平成23(2011)年3月	「川崎市新たな行財政改革プラン～第4次改革プラン～」に、「職員の人材育成のさらなる推進」が取り上げられた。
平成24(2012)年3月	「第3次川崎市人材育成基本計画～市民に信頼される自治体をつくる～」に、「職域ごとの人材育成の取り組み」として「専門職の局区横断的な育成」が定められた。
平成25(2013)年3月	健康福祉局における「第3次局別人材育成計画」策定。 (=「第3次局別人材育成計画 健康福祉局Ver.」とする)
平成26(2014)年度	「第3次局別人材育成計画 健康福祉局Ver.」に基づいて、専門職等の健康福祉局人材の育成に関する取り組みが、進められている。取り組みは主に、対人保健分野では「職種別」に、対物保健分野では「業務分担別」にという形態で推進されている。 • 対人保健分野の取り組みは、保健師職・社会福祉職・心理職が先行しており、次いで栄養士の取り組みが、担当課長を中心に進められている。医師・歯科医師・歯科衛生士等の少人数職種の取り組みは、まだ進んでいない。 • 対物保健分野（衛生課）の獣医師、薬剤師は、業務での人材育成に取り組みが進められている。

資料5：第1回JUAA公衆衛生大学院ワークショップの要点

[主催者によりインターネット公開された開催概要より抜粋]

http://www.juaa.or.jp/images/accreditation/pdf/workshop/public_health/workshop_2014.pdf

(2014/10/30 参照)

開催日時：2014（平成26）年6月10日（火）15:00～18:00

会場：公益財団法人大学基準協会4階会議室

参加者数：48名（大学関係者26名、行政・関係機関21名、企業関係者1名）

【趣旨】：公益財団法人大学基準協会（以下「協会」とする）では、2011年度より公衆衛生系専門職大学院認証評価事業が開始され、同年度に東京大学、2013年度に九州大学及び京都大学の評価が行われた。この評価の過程で、公衆衛生系専門職大学院と修了生の主な就職先である行政機関又は公衆衛生系の産業界等との接点の場を設けることの必要性が示された。そこで第1回の当該ワークショップでは、都道府県・政令指定都市の医療行政職の集会である「全国衛生部長会」と公衆衛生系専門職大学院関係者との接点の場を設け、今後の保健医療行政における人材育成に向けた公衆衛生系専門職大学院の役割、期待についての意見交換を実施し、課題の共有が進められることとなった。

【概要】：第1回ワークショップでは、「今後の保健医療行政における人材育成に向けた公衆衛生系専門職大学院の役割、期待」について意見交換を実施するために、下記のようなプログラムに対し、次のような点に間のする議論が行われた。

《議論》

- ・認定校によるプレゼンテーションの内容に関する質疑応答（MPH、DPHの学位取得に関して）
- ・新たにスタートする専門医制度を踏まえた、医療行政における課題と求められる人材等について
- ・今後の保健医療行政における人材育成に向けた公衆衛生系専門職大学院の役割、期待

《プログラム》：ファシリテーター：大橋靖雄（公衆衛生系専門職大学院認証評価委員会副委員長、元東京大学医学系研究科教授、中央大学理工学部教授）

15:00～15:10〔開会挨拶〕馬場園明（公衆衛生系専門職大学院認証評価委員会委員長、九州大学大学院医療経営・管理学講座教授）

15:10～15:20〔企画趣旨説明〕坂元昇（全国衛生部長会会长代行・川崎市医務監、公衆衛生系専門職大学院認証評価委員会委員）

15:20～15:50〔特別講演〕佐藤礼子（京都大学大学院医学研究科社会健康医学系専攻平成25年度修了生）厚生労働省医政局指導課医師確保等地域医療対策室課長補佐

※15:50～16:00：休憩

16:00～17:00〔本協会の公衆衛生系専門職大学院認証評価において認定した公衆衛生系専門職大学院のプレゼンテーション（専攻概要及び評価結果概要）〕【20分×3校】

発表校：東京大学大学院医学系研究科公共健康医学専攻（小林廉毅）※平成23年度認定校

：九州大学大学院医学系学府医療経営・管理学専攻（馬場園明）※平成25年度認定校

：京都大学大学院医学研究科社会健康医学系専攻（小泉昭夫）※平成25年度認定校

17:00～18:00〔公衆衛生系専門職大学院認証評価委員会、全国衛生部長会及び各公衆衛生系専門職大学院 代表者との意見交換会〕

